

きずな

NO. 143 2012-10

こんにちは  
中村れい子

市政報告です

日本共産党

発行：日本共産党高槻市議員団 市会議員・中村れい子 ☎ 569-1114 事務所/高槻市別所中の町3-7 ☎ 681-8480 自宅/古首部町2丁目15-8-606 ☎ 685-6686

# 新名神(第2名神)の凍結区間の工事再開から鵜殿のヨシを守る



鵜殿のヨシ。束をピラミッド状に立てる

9月議会での中村れい子市議の「新名神の抜本的見直し区間の建設について」、「子ども・子育て新システム」、「高槻市の保育計画について」質問した要旨を掲載します。

## 突然の新名神凍結解除

新名神について、今年4月1日、当時の国土交通大臣は、「新名神高速道路」の大津〜城陽、八幡〜高槻間の建設凍結を解除する方針を突然表明し、20日

には西日本高速道路会社がこの区間の事業認可を受けました。この2区間については、ムダな高速道路は造らない事を前提とした、道路公団民営化に

伴って凍結されていたのもです。高槻〜八幡間は約10km、建設費は3547億円です。今回高速道路の工事再開の費用は、全国で3兆円8000億円を

超える金額です。建設凍結の解除は、どのような手続きを踏んだのか、その手続きに誤りはなかったのか。

### 市の答弁

新名神は、上牧小学校と隣接して建設されます。しかも、四階建てとほぼ同じ高さのところに建設されます。その騒音や振動は、小学校の授業への、影響が心配されます。対策はどのようにされるのか、また、地元の要望は、市が責任を持ってネクスコ西日本と交渉する事になるのか答弁を求めます。

## ●鵜殿のヨシは平安時代から使われている●

新名神は、枚方から高槻にかけては、淀川河川敷にある「鵜殿のヨシ原」の上を横断します。鵜殿のヨシは、筆簾(ひちりき)のリードがつくられている貴重

なヨシです。現在、「雅楽の伝承に、必要な鵜殿の葦の、保全のために、新名神高速道路建設計画を見直して下さい」という署名を集められています。署名には、「雅楽に必要不可欠な、良質のヨシが採取できる、貴重な唯一の地域です」とあり、「鵜殿に自生するヨシが、古来から最適とされ、現在も代わるものはない」と書かれています。新名神の

建設で、雅楽に必要なヨシが、育たなくなる心配されています。鵜殿のヨシの保全が必要と考えますが、新名神建設での、影響についてお聞きします。

### 市の答弁

鵜殿のヨシ原は、雅楽で使用する良質なヨシがとれる場所であり、自然環境、文化、歴史的にも重要な場所であると認識している。保全については専門家や関係者の意見を伺い

対応策を検討する。

### 再質問

宮内庁楽部は他の地域のヨシも試したが「肉厚で堅くしまっている鵜殿が一番」と、明治以降、宮内庁は鵜殿のヨシだけを使用していました。鵜殿のヨシ研究所長さんは「鵜殿に橋脚ができれば、地下水脈が途切れ、日陰もでき、ヨシ原は大きく減少するだろう」と話されています。

## 上牧小学校への影響

### 市の答弁

上牧小学校への騒音や振動等の環境対策をネクスコ西日本に対し、教育環境に十分配慮するように要請する。



# 「子ども・子育て新システム」について

子ども・子育て関連3法は、消費税増税法案や社会保障制度改革推進法案とともに、多くの国民の反対の声があるにもかかわらず可決されました。しかし、衆議院での審議は、法案成立を急ぐあまり、一括審議と

したうえで、修正法案については、わずか13時間の審議しか行わずに、採決を強行したことは、議会制民主主義

を踏みにじるものであり、とうてい認めることはできません。

## 市町村の保育実施義務について

市町村が保育の、実施義務を引き続き担う事になりました。しかし、児童福祉法24条第2項では、保育所以外の認定こども園や家庭的保育事業などでの、保育が認められるように規定しました。

地域型保育事業、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育など、施設体系は多様な形態の施設、事業者が併存する事になり、ますます複雑でわかりにくいものになっていきます。

市町村の答弁

小規模保育や家庭的保育などの保育事業は、運営や設備基準に

の1室でも保育ができることに、小規模保育や家庭的保育など、緩い基準で実施できるようにになります。このことは、国際的にも低水準の現行最低基準を、下回る条件での保育を、容認することになります。

子どもの安全面から見て、どう考えられているのかお聞きします。

国が新制度で示しているからと、市が導入するかどうかは、考えなければいけないと思います。認可外の認定保育所については、市の保育士が訪問し、問題があれば、指導をする制度を独自に実施してきました。子ども1人あたりの面積も0才児については認可保育所と同じ、3.3㎡で

す。しかし、地域型保育などの国の基準はもつと緩和され、子どもの保育環境はひどくなります。

また、地域型保育を利用する場合は、施設との契約になり、保育料も施設が独自に決定し、施設に支払うことになります。

子どもの環境を守るという点で、どの事業を取り入れるのか、慎重に判断していただきたい。

また、地域型保育を利用する場合は、施設との契約になり、保育料も施設が独自に決定し、施設に支払うことになります。

子どもの環境を守るという点で、どの事業を取り入れるのか、慎重に判断していただきたい。

## 民間保育所への建設補助廃止

現在、国が2分の1、市が4分の1出している認可保育所の建設・改修費の補助金廃止が盛り込まれています。民間保育所の整備費を廃止すれば、保育所が建設されなくなり、自治体は保育の公的責任を果たすことができなくなります。

新たに給付費・委託費を設定し、毎年給付する制度に変更となります。しかし、これでは、建設や改修に必要な金額が、用意できなくなる恐れがあります。保育所が建てられなくなるという事態にもなります。

国補助が今まで通り、担保できるのか、大いに不安があります。制度も、補助金のあり方についても、措置から給付へと、大きく舵を切りました。これが問題です。民間保育所への補助制度は今までと変わらず、必要なものは保障する責任は国にあるのではないですか。国に対して要望して下さい。



事前に必ず連絡をください



市会議員  
**中村れい子**

**市政相談日は**  
毎月、第2土曜日です

場所：中村れい子事務所 時間：朝10時～昼12時まで  
別所中の町3-7 TEL 681-8480/自宅 TEL 685-6686